

---

# 監査委員公表

---

## 監査委員公表第1号

令和5年10月3日付 R05-21000-00726 の監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年1月26日

長崎県監査委員	下	田	芳	之
同	砺	山	和	仁
同	近	藤	智	昭
同	饗	庭	敦	子

R05-01090-04726

令和5年11月24日

長崎県監査委員 下田 芳之 様  
長崎県監査委員 砺山 和仁 様  
長崎県監査委員 近藤 智昭 様  
長崎県監査委員 饗庭 敦子 様

長崎県知事 大石 賢吾

( 公 印 省 略 )

令和5年度普通会計定期監査（前期）結果に係る措置状況について（通知）

令和5年10月3日付R05-21000-00726にて提出された監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので通知します。

令和5年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機関名	内容	措置状況(R5.11.24提出)
1	総務部	職員厚生課	振動工具取扱業務従事者健康診断業務委託において、医療法に定める診療所開設許可に係る手続の要否を確認しないまま契約手続を行っている。	医療機関以外で実施する健康診断について、医療法に定める診療所開設許可などに係る手続の要否の確認等を確実にを行ったうえで契約手続を行うようにするため、健康診断に係る契約事務チェックリストの施行伺いの欄に、「健診会場が医療機関以外の場合は、医療法の手続きの要否等について確認・検討したか。」というチェック項目を追加しました。
2	総務部	管財課	出島交流会館環境衛生管理業務委託において、再委託の承認がされていない。	受託者から水質検査の再委託承諾申請書を提出させ、水質検査業務の再委託について書面で承諾を行いました。 更に再発防止策として、契約までに再委託の業務の有無の確認を行う事をチェックリストに追加しました。
3	総務部	管財課	出島交流会館エレベーター保守業務委託において、2人体制で検査を行ったことを報告書に記載していない月があり、履行確認が不十分である。 また仕様書で定める昇降機検査資格者搭載証の写しを徴取していない。	2人体制での点検等が実施されていない月があったことが確認されたため、経緯と再発防止策を書面で提出させ、確実に2人体制で実施するよう指導し、7月から適正に実施されています。 また、昇降機検査資格者搭載証の写しを徴取するとともに、報告書受領時の履行確認を徹底するなど、チェック体制についても見直しを行いました。
4	総務部	スマート県庁推進課	仮想端末基盤の賃貸借及び保守契約外1件において、予定額の積算が誤っている。	機器のリース契約において、リース月額の内訳に誤りがあったため、リース料率を乗じて算定していたものであり、今後同様の誤りが生じないよう積算様式の見直しを行っております。 また、併せて契約事務チェックリストの改定を行い、リース契約の積算において見直し後の積算様式を使用しているか確認する項目を追加したことにより、ミス防止を図っております。 今後は複数職員での確認を徹底し、適正な事務の執行に努めてまいります。

令和5年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機関名	内容	措置状況(R5.11.24提出)
5	総務部	学事振興課	普通財産(建物)の貸付において、普通財産貸付台帳を作成していない。	普通財産貸付に係る事務手続について理解しておらず、貸付台帳の作成を失念したものであり、普通財産の貸付に必要な事務手続について、規則等を確認のうえチェックリストを作成し、普通財産の貸付の際には、当該チェックリストにより複数人で確認することとしました。 なお、予備監査での指摘を受け、当該普通財産に係る貸付台帳は作成済みです。
6	危機管理部	消防学校	ガス炊飯器の購入に際して、不用となった既存のガス炊飯器の処分を産業廃棄物処分許可を有していない納入業者に依頼している。	廃棄物処理法の運用に基づく「下取り」による処分を国の通達に定める要件を十分確認しないまま行ったものであり、今後は、担当者から所属長までの複数の職員で予め法令等を十分検討するとともに、内容把握及び確認を徹底し、適切な事務処理に努めてまいります。
7	地域振興部	島原振興局 建設部 河港課	備品の不用決定において、決裁を受けずに手続きを行っているものがある。	該当備品については、「購入」の区分で登録されておりましたが、実際は借入品であり、登録を誤ったことから処理の誤りにつながり、また、適切な決裁手続きがされていなかったものです。このことから、関係職員間で物品取扱規則の再確認及びシステムの取扱等共有を図っております。 今後、物品取扱規則の遵守並びに複数職員によるチェック体制の強化を図り適切な物品管理に努めてまいります。
8	文化観光国際部	文化振興・世界遺産課	世界遺産巡礼の道モニターツアー実施に係る仕様書において、内容が不明確である。 また、施行伺において、一者随意契約の理由、予定額やその根拠、見積書徴取省略などが記載されていない。	今後、同様の事業を実施する際は、仕様書に相手方が履行すべき内容とその期限を明記するとともに、施行伺に一者随意契約に必要な内容を漏れなく記載するなど、適正な事務処理に努めてまいります。
9	文化観光国際部	国際課	物品(クリーンボックス)の購入において、一者随意契約とした理由が適切ではない。 また、購入したクリーンボックスについて、物品出納簿に登録されていない。	今後、随意契約を締結する場合は、安易に一者随意契約とせず、複数見積など競争性を発揮する方法に移行できないかの検討を徹底してまいります。 また、物品購入時には、登記の必要性の確認を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。
10	県民生活環境部	環境保健研究センター	予算執行整理簿(需用費及び備品購入費)の総務課長による毎月の確認が行われていない。	予備監査で指摘を受けた後は毎月手順通りに確認を行っております。 今後は、処理漏れがないようスケジュール登録等による共有を図り、適切な事務処理に努めてまいります。

令和5年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況(R5.11.24提出)
11	県民生活環境部	統計課	「長崎県EBPMモデル研究及び統計人材の育成事業」企画運営等業務委託において、予定額の積算根拠が不明確である。 また、関係書類の整備が不十分である。	関係書類の整備については、予備監査受検後、同日中に一連のファイルへ資料を綴り整備しました。 また、契約事務チェックリストに積算根拠が明確であるか、及び関係書類の整備が適正に行われているかを確認する項目を追加し令和5年10月4日に課内へ周知しました。 今後は、項目を追加した契約事務チェックリストを用いて施行伺・契約締結・検査時に加え業務開始時等にも確認を徹底してまいります。
12	県民生活環境部	地域環境課	令和4年度地球温暖化防止対策等普及啓発事業委託の精算において、委託期間外の納品書が添付されており、精算確認が不十分である。	令和5年3月24日に委託事業者から事業報告書を受領した際、当該業務の成果品が3月23日に納品されていることを確認しましたが、納品書が不足していたことから、早急に添付するよう指示したところ、3月27日付けで納品書が提出され、委託期間外の日付であったことによる案件です。 このため、納品日の取扱いについて予備監査終了後直ちに委託事業者を指導しました。 今後は、納品書の日付の確認を徹底します。
13	県民生活環境部	資源循環推進課	県内巡回展業務委託(請負)において、仕様書を変更しているにもかかわらず、変更契約を行っていない。	本事例について、職員への周知徹底を図るとともに、契約の処理手続きにおいて、複数人でチェックする体制を徹底し、再発防止に努めてまいります。
14	県民生活環境部	自然環境課	対馬自然の森案内業務委託において、業務完了後に行うべき精算確認を行っていない。 また、前金払により支出しているが、必要性等について検討されていない。	当委託業務の精算確認については、受託者に対し契約書に規定されている精算報告を求め、本年6月28日受理、同日付で額を確定しました。 また、前金払の必要性の検討については、本年度契約分より実施しております。 今後は、契約内容を十分理解のうえ複数人による確認を徹底し、適切な事務処理に努めてまいります。
15	県民生活環境部	環境保健研究センター	バイオメディカルフリーザー外3品の購入において、検収調書を作成していない。 また、書面による検査下命を行っていない。	備品4品をまとめて購入する売買契約において、1品あたりの価格がそれぞれ100万円未満であったため、検査下命及び検収調書の作成は必要ないものと誤認していたものです。 今後はこのようなことのないよう、入札・契約事務マニュアルに沿った適切な事務処理に努めてまいります。

令和5年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況(R5.11.24提出)
16	県民生活環境部	地域環境課	大村湾浮遊ゴミ除去対策事業補助金において、補助金額に変更が生じたにもかかわらず、変更交付申請書が提出されていない。	<p>対象事業の実績額と交付決定額の差異を確認した時点が補助対象事業の期間終了後であったため、変更交付申請手続きや承認手続きを行うことができなかったものです。</p> <p>このため、補助対象者に対し県補助金等交付規則などの関係規程を令和5年7月6日付で改めて周知しました。</p> <p>今後は、事業期間中に現地調査を実施する等により交付決定額に変更が生じた場合は、速やかに変更交付承認申請書の提出を求めるとともに、交付規則等に基づき、適切な事務処理に努めてまいります。</p>
17	県民生活環境部	諫早食肉衛生検査所	<p>劇物の管理において、毒劇薬物管理簿を作成していない薬品や消耗品等出納簿に登録していない薬品がある。</p> <p>また、劇毒物保管庫の中に、一部の一般試薬が保管されている。</p>	<p>毒劇薬物の管理徹底が不十分であったことから生じた案件です。</p> <p>未作成の毒劇薬物管理簿については、令和5年5月15日の予備監査で指摘を受けた後、直ちに作成を行い、毎月の毒劇物管理簿の確認時に、消耗品等出納簿をあわせて回覧し突合を行うことで齟齬が生じないようにするとともに、消耗品等出納簿への登記漏れを防ぐため、物品購入時は購入伺簿に毒劇物と分かるように記載し、毒劇物に知識のない者でも容易に判断できるようにしました。</p> <p>また、毒劇物保管庫に保管されていた一般試薬は一般薬品庫に移動し、毒劇物は専用で管理しています。</p> <p>今後はこのようなことがないよう、適切な毒劇薬物の管理に努めてまいります。</p>
18	福祉保健部	医療政策課	原子力発電施設等緊急時安全対策交付金等において、調定が著しく遅延している。	<p>今年度においては、適正に調定しています。</p> <p>今後、同様の事例が発生しないよう所属内で再度周知するとともに、予定されている歳入について、年度当初においてリスト化し、国費の交付決定から収納までの一連の事務の執行状況について管理・確認を行い、適正な事務処理に努めてまいります。</p> <p>また、担当者の異動等による漏れがないよう、引継書等に明記します。</p>

令和5年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機関名	内容	措置状況(R5.11.24提出)
19	福祉保健部	長寿社会課	<p>証紙収入実績簿において、手数料の名称毎に記載していないものがある。</p> <p>また、実績がある月の月計及び累計を記載していないものがある。</p> <p>さらに、証紙収入実績報告と相違しているものがある。</p>	<p>証紙収入実績簿については、手数料の名称毎に作成し、毎月末において月計及び累計の記載欄を明示した様式に変更し、管理することとしました。</p> <p>また、証紙収入実績簿の確認にあたっては、複数職員によるチェックを確実にかつ定期的実施するとともに、証紙収入実績報告書を作成する際にも改めて証紙収入実績簿について確認を行い、再発防止に努めてまいります。</p>
20	福祉保健部	福祉保健課	<p>予算執行整理簿(需用費及び備品購入費)の総括課長補佐による毎月の確認が行われていない。</p>	<p>指摘を受け令和4年4月から令和5年5月までの14か月分について、各課室総括課長補佐による確認を行いました。</p> <p>今後は事務処理を失念しないよう、各調整業務担当者によるスケジュール登録の実施及び班会議での注意喚起を行うとともに、年度末には十分な事務引継を実施し、処理漏れがないよう対応してまいります。</p>
21	福祉保健部	国保・健康増進課	<p>「長崎健康革命」にかかる広告掲載業務において、検査調書が作成されていない。</p> <p>また、業務仕様書に校正を行うための定めがない。</p> <p>さらに、期日指定の見積合わせを行うと通知しているにもかかわらず、期間見積として処理している。</p>	<p>契約額が100万円を超える契約については、数回に分けて納品される場合でも、納品の都度、検査調書が必要である旨、職員へ周知し、入札・契約事務マニュアルの確認を徹底しました。</p> <p>また、このような広告を掲載する業務等については、仕様書に校正回数を確実に明記するようにいたします。</p> <p>さらに、今後同様の見積執行にあたっては、期限を定めて実施するようにいたします。</p>
22	福祉保健部	障害福祉課	<p>SNS相談モデル事業委託において、相談業務開始時期が仕様書等で明示されていない。</p> <p>また、予定額の積算に用いた相談期間が実際の期間を超えるなどにより、予定額が過大となっている可能性がある。</p>	<p>障害福祉課の入札及び随意契約について仕様書及び予定額積算書に誤りがないか再度確認いたしました。</p> <p>今後は、委託する業務内容、業務量及び予定額積算について十分な精査を行うとともに、適切な仕様書の作成等、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
23	福祉保健部	国保・健康増進課	<p>令和3年度長崎県難病患者就労支援事業費補助金において、額の確定を行っていない。</p>	<p>指摘を受け、直ちに交付確定通知を発出いたしました。</p> <p>今後は確定漏れを防ぐため未確定一覧を作成し班内で共有することとしました。</p>

令和5年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機関名	内容	措置状況(R5.11.24提出)
24	福祉保健部	医療政策課	<p>公金支出情報システムにおいて、個人名を表示しているものがある。</p> <p>また、非表示と整理した支払先名が支払内容欄で表示されている。</p>	<p>公開されていた個人名・施設名については、指摘を受けた後、直ちに非表示処理の対応を行いました。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、公金支出情報確認作業を適切に行い、公開前の再確認についても、調整担当者と事業担当及び班長の多重チェックを行うことでチェック体制を強化してまいります。</p>
25	こども政策局	こども家庭課	<p>証紙収入実績簿において、手数料の名称毎に記載していない。</p>	<p>監査終了後、規則を再度確認のうえ様式を改めるとともに、手数料毎に記載する必要があることについて、所属内で周知徹底を図りました。</p> <p>また、証紙収入実績簿が適切に管理されているか複数職員で毎月チェックを行い、適切な事務処理に努めております。</p>
26	こども政策局	こども未来課	<p>予算執行整理簿(需用費及び備品購入費)の総括課長補佐による毎月の確認が行われていない。</p>	<p>担当者をはじめ所属内で事務処理の必要性を共有のうえ、業務のスケジュール登録を行う等により適切な事務処理に努めております。</p>
27	産業労働部	企業振興課	<p>クリアファイル作成代について、施行伺の決裁前に見積書を徴取している。</p>	<p>見本市で配布するクリアファイル作成の物品購入伺について、決裁日を誤って記入していたものです。</p> <p>決裁後直ちに決裁日を記入することを改めて徹底するとともに、見積決定を行う際には、決定者にて再度、決裁日と見積書の提出日等の確認を行うなど、再発防止に努めてまいります。</p>
28	産業労働部	経営支援課	<p>長崎県保証料補給補助金の実施要綱改正にあたり、過去の改正内容を反映させていない。</p>	<p>昨年度、要綱内の別表を改正した際、起案文書に誤って改正前の古い要綱本文を添付し、その内容で関係機関へも通知していたものです。</p> <p>指摘後速やかに、適正な内容へ是正する形で決裁をとり、令和5年7月28日付で、改めて関係機関へ通知しております。</p> <p>今後、改正の際は、改正経過を複数人で確実に確認するなどして再発防止に努めてまいります。</p>



令和5年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機関名	内容	措置状況(R5.11.24提出)
29	産業労働部	雇用労働政策課	長崎県外国人材受入緊急支援事業補助金において、補助金額に変更が生じたにもかかわらず、変更交付決定に係る手続を行わないまま額の確定を行っている。	長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱において、補助額に変更が生じる場合は、変更申請による交付決定の処理が必要であるとされているにも関わらず、処理を行わないまま、額の確定に伴う還付命令を行っていたものです。 認識不足により発生した事案であることから、今後は課内担当者向け勉強会の開催、起案時に関係規定をもれなく添付し、決裁時に複数でチェックするなど課内でチェック体制を強化し、再発防止に努めます。
30	産業労働部	窯業技術センター	従物(工作物等)内訳表が令和元年度以降整備されていない。 また、平成30年度以前に取得した外灯、柵、モニュメント等が登録されていない。	従物(工作物等)内訳表のうち建物にかかる従物について、令和元年度以降更新しておらず、また、平成30年度以前に取得した外灯、柵、モニュメント等については、土地にかかる従物として内訳表に登載が必要でしたが失念していたものです。 改めて、建物及び土地にかかる従物を確認し、令和5年5月30日に、従物(工作物等)内訳表を整備いたしました。 今後は、公有財産取扱規則や関係通知等の確認を徹底し、適正な管理に努めてまいります。
31	産業労働部	未来人材課	長崎インターンシップ推進協議会において、県職員が事務局職員として会務に従事しているが、職務専念義務免除の手続を行っていない。	任意団体の会計業務に従事する際は職務専念義務の免除の手続が必要なところを、事務分掌に記載することで、手続が不要だと誤認していたものです。 指摘後速やかに、職務専念義務の免除の手続を行いました。 今後は、職務専念義務の免除の手続きが必要な場合は、確認の上、適切に対応してまいります。
32	水産部	長崎港湾漁港事務所 港営課	漁港施設使用料相当額について、債務者(法人)以外の者から第三者弁済として分納を受けているが、第三者弁済の前提となる債務者の法人格が存続しているかどうか確認していない。	債務者である法人の現況確認が不十分だった案件です。 予備監査終了後、令和5年5月18日に法人登記簿を取得したところ、法人は解散しておりましたが、清算手続きは行われておりませんでしたので法人格は存続しており、引き続き第三者弁済として分納を請求してまいります。また、清算手続きが行われていないか、毎年確認してまいります。

令和5年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機関名	内容	措置状況(R5.11.24提出)
33	水産部	長崎港湾漁港事務所 港営課	県が所有者に代わり引揚げた船舶について、引揚げ後の撤去・処分の要請及び土地使用料相当額の不当利得返還請求を行っていない。	不当利得返還請求を行っていなかった案件です。 所有者及び相続関係人に対し撤去・処分を要請し、漁港施設目的外使用料相当額の算定のための調査を行い、速やかに不当利得返還請求を行ってまいります。
34	水産部	水産加工流通課	令和4年度「長崎俵物」品質基準管理業務において、委託契約期間以前の経費が精算額に含まれている。	実績報告の際の確認が漏れていたものですが、委託先に再精算を依頼し、既に差額分の返還手続きが完了しております。今後は、決裁時に課内において、十分なチェックを行い、再発防止に努めてまいります。
35	土木部	長崎港湾漁港事務所 港営課	県が所有者に代わり引揚げた船舶について、引揚げ後の撤去・処分の要請及び土地使用料相当額の不当利得返還請求を行っていない。	令和5年10月に臨戸訪問を行い、引き揚げ後の撤去・処分の要請を行い土地使用料相当額の不当利得返還請求を行いました。
36	土木部	長崎港湾漁港事務所 港営課	督促後に完納され収入未済が解消したものについて、延滞金条例に基づく延滞金を徴収していない。	債権管理簿にて、督促の有無などの確認を行うよう、今後、適切な事務処理に努めてまいります。
37	土木部	県北振興局 建設部 田平土木維持管理事務所	福島港における沈没船引上げ費用に係る履行延期の承認において、振興局長の決裁を受けていない。	履行延期申請承認伺の決裁権者について県北振興局決裁規程を十分に確認せず、事務処理を行っていたものです。 今後は、決裁規程を確認し、決裁権者の承認を得て事務処理を行ってまいります。
38	土木部	河川課	国庫支出金等において、調定が著しく遅延している。	現在、調定すべき案件を取りまとめた一覧表を作成し、遅延がないよう複数人で確認を行っております、今後も、適正な事務処理に努めてまいります。
39	土木部	砂防課	国庫支出金において、調定が著しく遅延している。	現在、調定すべき案件を取りまとめた一覧表を作成し、遅延がないよう複数人で確認を行っております。今後も、適正な事務処理に努めてまいります。
40	土木部	長崎振興局 建設部 管理課	道路占用料相当額の不当利得返還請求について、相手が時効援用していないにもかかわらず時効期間経過分を請求していない。	民法の時効援用に関して認識が不足していたため発生した案件です。 時効期間経過分の道路占用料相当額については、令和5年9月29日に不当利得返還請求を行い、令和5年10月3日に納入されています。 今後、不当利得返還請求の事案が発生した場合は、時効援用の有無により請求期間を判断し、適切な事務処理に努めてまいります。

令和5年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況(R5.11.24提出)
41	土木部	県北振興局 管理部 会計課	指方トンネル電気使用料ほか2件において使用料の算定が過少となっている。	<p>指方トンネル等に、県警本部及び九州管区警察局が通信施設(Nシステム、無線通信施設)を設置していることに伴う、県警本部及び九州管区警察局が負担する電気使用料の算定に、再生可能エネルギー発電促進賦課金が含まれていなかったものです。</p> <p>電気使用料の算定につきましては「覚書」を交わしておりますが、その中で再生可能エネルギー発電促進賦課金は「含めない」とはしておりませんので、ご指摘のとおり、電気使用料の算定が過少となりました。</p> <p>県警本部及び九州管区警察局と協議のうえ、6月分(7月に県警本部及び九州管区警察局に請求)から、再生可能エネルギー発電促進賦課金を含めて電気使用料を算定し請求しています。</p>
42	土木部	県北振興局 建設部 建設管理課	前回、局内他課の監査で指導したにもかかわらず、証紙収入実績簿の年月日欄に証紙消印日とは異なる日付を記録している。	<p>証紙収入実績簿の年月日欄に証紙の消印日を記入すべきところ、決裁日を記載していたため、指摘を受けたものです。</p> <p>証紙収入実績簿の記録に関する理解不足に加え、前回の局内他課への監査指導の内容を十分に把握していなかったことが、今回のミスにつながったと考えております。</p> <p>今後は、証紙収入実績簿の年月日欄に証紙消印日を記載する旨を表示するとともに、上司による記載確認を徹底してまいります。</p> <p>なお、定期監査等で指摘・指導を受けたものについては、繰り返すことがないよう局内において共有を図るため、研修会を実施してまいります。</p>
43	土木部	長崎振興局 建設部 道路維持課	道路災害防除工事において、適切な時期に契約変更手続を行わないまま工法を全面的に変更し、併せて地滑り対策工等の工事を追加している。	<p>今回工法の全面的な変更については、業者へは、工事打合せ簿で、指示を行い、精算時に契約変更を行っておりました。しかしながら、工法及び工事費の大幅な変更であったことから、速やかに変更契約を行うべきでありました。今後は、このような事案の場合は、適切な時期に変更契約を行うこととします。</p>

令和5年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況(R5.11.24提出)
44	土木部	長崎振興局 建設部 管理課	行政財産の目的外使用許可において、使用許可期間が県で定める上限を超えるとともに、工事請負業者に対し使用許可している。 加えて、行政財産使用許可台帳が作成されていない。	許可決裁の際、根拠法令等や台帳が添付されておらず、書類審査が不十分であったため発生した案件です。 令和5年6月30日付で正規の申請者に対して正規の使用許可期間での変更許可を行い、行政財産使用許可台帳も作成しています。 今後は、決裁時に事務取扱要領や使用許可台帳が添付されていることを確認し、課内でのチェックを確実にし、適切な事務処理に努めてまいります。
45	土木部	長崎港湾 漁港事務所 港営課	港湾施設用地の使用許可において、使用開始後に提出された使用許可申請書の申請日を使用開始日の前日に書き換えて、書き換えた日付で許可している。	継続使用の事業者に対しても、使用期間の開始前に申請書を提出するよう指導等を行い、書き換えの事例が発生しないように努めます。
46	土木部	長崎港湾 漁港事務所 港営課	港湾施設用地の目的外使用許可における使用料の支払について、条例や規則に規定がないまま、許可申請者からの書面による分割支払願に基づき分割払を認めている。	次回の使用許可から分割払いは認めず、許可期間ごとの使用料を請求します。
47	土木部	長崎港湾 漁港事務所 港営課	常盤ターミナルビルの駐車場に係る使用料の算定根拠が不明確である。	常盤ターミナルビルの駐車場使用料については、単価が定められていなかったため、長崎県港湾管理条例第8条(目的外使用許可)に基づく「知事はその都度定める額」として、近隣の元船ターミナル駐車場料金を参考に単価を定めたものです。 なお、単価を定めるに当たって事務処理に不備がありましたので、単価決定の手続きを改めて行いました。

R05-40060-02848

令和5年11月30日

長崎県監査委員 下田 芳之 様  
長崎県監査委員 砺山 和仁 様  
長崎県監査委員 近藤 智昭 様  
長崎県監査委員 饗庭 敦子 様

長崎県教育委員会教育長職務代理者 廣田 勲

( 公 印 省 略 )

令和5年度普通会計定期監査(前期)結果に係る措置状況について(通知)

令和5年10月3日付R05-21000-00726にて提出された監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので通知します。

## 令和5年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況 (R5.11.30提出)
1	教育庁	教育環境整備課	旧長崎式見高等学校建物アスベスト調査業務において、契約書で禁止されている再委託がなされている。	当該業務の契約にあたっては、アスベストの調査分析も含めて完結して遂行できるとの誤った認識により生じたものです。 今後は、入札・契約事務マニュアルなどを確認し、適正な事務処理に努めてまいります。
2	教育庁	児童生徒支援課	24時間子供SOSダイヤル(親子ホットライン)夜間休日相談業務委託において、メール相談業務の内容が破棄されることなく契約先のPCに保存されている。	契約書で定める個人情報取扱特記事項に基づき、適切に管理されているものとして、契約が終了する時点で削除させることへの認識が不足していたことにより生じたものです。 指摘を受けて業者に削除依頼を行い、これまでのメールは、令和5年11月13日に削除されたことを確認しました。 今後は、契約が終了する時点で確実にデータを削除するよう契約書に明記することとします。
3	教育庁	教育環境整備課	長崎県立高等学校寄宿舎運営費補助金において、仕入れに係る消費税等相当額報告書の内容確認がなされていない。	仕入れに係る消費税等相当額報告書についての認識が不足していたことにより生じたものです。 今後は、同様の事案が生じないよう所属内において共有するとともに、複数の職員でチェックを徹底するなど、適切な事務処理に努めてまいります。
4	教育庁	体育保健課	長崎県高等学校体育連盟事業費補助金(県高等学校新人体育大会離島地区選手派遣事業)において、補助金額に変更が生じたにもかかわらず、変更交付決定に係る手続を行わないまま額の確定を行っている。	補助金額に変更が生じている場合は、補助金実施要綱に基づき、変更交付に係る手続を行う必要がありますが、その確認が不足していたことにより生じたものです。 今後は、補助金の変更取扱いについて、規則及び要綱を遵守し、適切な事務処理に努めてまいります。

崎会（監指）第 205 号  
令和 5 年 11 月 24 日

長崎県監査委員 下田 芳之 様  
長崎県監査委員 砺山 和仁 様  
長崎県監査委員 近藤 智昭 様  
長崎県監査委員 饗庭 敦子 様

長崎県公安委員会委員長 安部 恵美子  
（ 公 印 省 略 ）

令和 5 年度普通会計定期監査結果（前期）に係る措置状況について（通知）

令和 5 年 10 月 3 日付 R05-21000-00726 にて提出された監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので通知します。

## 令和5年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況 (R5.11.24提出)
1	警察本部	警察本部	自動車安全運転センター補助金において、補助金額に変更が生じたにもかかわらず、変更交付決定に係る手続を行わないまま額の確定を行っている。	今後は、事業期間中に補助金額の変更が生じた場合には、事業者に変更承認申請書等の提出を求め、変更交付決定を行い補助金額を確定させます。